令和5年度保育園・認定こども園保育料基準額表　（令和5年3月現在）

1号認定

階層区分			保育料（月額・円） 3～5歳児	多子算定
1	生活保護法による被保護世帯または市民税非課税世帯		0	【3～5歳児】年齢制限なし
2	市民税所得割課税世帯であって、その所得割額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	0	
3A		48,600円以上 77,101円未満		
3B		77,101円以上		【3歳児】小学3年生まで【4～5歳児】年齢制限なし

2号・3号認定

階層区分			保育料（月額・円）				多子算定
			3歳未満児（3号認定）		3歳以上児（2号認定）		
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
1	生活保護法による被保護世帯		0		0		
2	市民税非課税世帯		0		0		【0～5歳児】年齢制限なし
3	市民税所得割課税世帯であって、その所得割額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	17,500	17,200	0		
4A		48,600円以上 57,700円未満	24,300	23,880			
4B		57,700円以上 65,000円未満	24,300	23,880			【0～3歳児】就学前まで
5		65,000円以上 81,000円未満	27,000	26,540			
6		81,000円以上 97,000円未満	30,000	29,490			
7		97,000円以上 121,000円未満	36,000	35,380			
8		121,000円以上 145,000円未満	40,000	39,320			
9		145,000円以上 169,000円未満	44,500	43,740			
10		169,000円以上 213,000円未満	49,500	48,650			【4～5歳児】年齢制限なし
11		213,000円以上 257,000円未満	54,900	53,960			
12		257,000円以上 301,000円未満	61,000	59,960			
13		301,000円以上 397,000円未満	72,000	70,770			
14		397,000円以上	81,460	80,070			

※２子目は上記表の半額、３子目以降は無料とする（対象となる子どもは多子算定の欄を参照）

2号・3号認定（ひとり親家庭等）

階層区分		保育料（月額・円） 3歳未満児（3号認定） 保育標準時間	保育短時間	3歳以上児（2号認定） 保育標準時間	保育短時間	多子算定
2	市民税非課税世帯	0	0	0	0	
3	市民税所得割課税額 48,600円未満世帯	5,390	5,350	0		【0～5歳児】年齢制限なし
4	市民税所得割課税額 65,000円未満世帯	7,290	7,250			
5	市民税所得割課税額 77,101円未満世帯	8,100	8,060			

※　２子目以降は無料とする

◆市民税の額は、住宅借入金等特別控除や寄付金控除（ふるさと納税等）は適用されません
◆4月～8月分は前年度市民税額、9月～3月分は本年度市民税額により決定します
◆年度途中で3歳になられても、その年度内は3歳未満の保育料が適用されます
◆基本的に父母の市民税の合計額で算定します（別居や事実婚の場合も合算します）

公立園の給食費について

区分	対象者	月額	備考
生活保護世帯 市民税非課税世帯 市民税所得割課税額 77,101円未満世帯	3～5歳児	0円	―
市民税所得割課税額 77,101円以上世帯	3歳児	6,150円 ＜3,070円＞	給食費（ごはん代・おかず代・おやつ代）として
	4～5歳児（2号認定）	6,440円 ＜3,220円＞	給食費（学校給食と長期休業期間中のおかず代等）として
	4～5歳児（1号認定）	3,400円 ＜1,700円＞	学校給食費として

※２子目は上記表の＜＞内の金額、３子目以降は無料とする（対象となる子どもは保育料多子算定の欄を参照）

◆私立園の給食費については、各施設にお問い合わせください